

# 山口県報

令和8年  
1月20日  
(火曜日)

令和8年1月二十日

山口県知事 村岡嗣政

(一四) 甲種漁港施設に係る指定管理者の指定

山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。）第十五条第一項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

漁港の名称	甲種漁港施設の名称	甲種漁港施設の場所
徳山漁港	浮桟橋A、浮桟橋B、浮桟橋C、休憩所及び便所	周南市
山口県漁業協同組合	下関市大和町一丁目一六番一号	

○公告  
県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業換地計画書の縦覧（農村整備課）  
甲種漁港施設に係る指定管理者の指定（漁港漁場整備課）

目次



(一三) 県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年一月二十日

山口県知事 村岡嗣政

一 縦覧に供する書類  
県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業換地計画書の写し

二 縦覧の期間  
令和八年一月二十一日から同年一月九日まで

三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
萩市 萩市大字江向五一〇番地  
三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

漁港の名称	甲種漁港施設の名称	甲種漁港施設の場所
見島漁港	宇津可動橋、本村可動橋、宇津人工海浜及び宇津多目的広場	宇津可動橋、本村可動橋、宇津人工海浜及び宇津多目的広場
萩市	甲種漁港施設の場所	

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所  
二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
萩市 萩市大字江向五一〇番地  
三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

令和八年  
一月二十一  
日発行発行  
人所山口  
県知  
事府

四 (一) 条例第十一條の規定による届出を受理すること。  
(二) 施設及び設備の維持管理に関すること。  
指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十日までの間